

令和4年度(2022)春学期 慶応義塾大学法学部「行政組織法Ⅰ」期末試験
板垣勝彦(非常勤講師)

次の**(設問)**に全て答えなさい。解答の順番は問わないが、いずれの設問に答えたのか、冒頭に問題番号を明記すること。また、法律科目の試験である以上、根拠条文を明示すること。

(設問1)

国土交通省の組織について、行政組織法的に説明しなさい。論述に当たっては、下記の用語をすべて使用し、初出の箇所に下線を引くこと。

【旧建設省、副大臣、技監、気象庁、国土交通大学校、関東地方整備局】

(設問2)

公務員の勤務関係の消滅(離職)について、具体的に説明しなさい。論述に当たっては、下記の用語をすべて使用し、初出の箇所に下線を引くこと。

【欠格事由、定年、退職願、分限処分、社会観念審査】

【解答のポイント】

下線部の用語に触れた上で、その用語が行政組織法・公務員法上いかなる意味を有するかを的確に論じる必要がある。(設問 1)(設問 2)とも概ね 50 点ずつとして採点するが、場合によっては 60:40 の配点とする。

(設問1)

*用語 1 つにつき 8 点、論述内容の的確さに応じて適宜 50 点に達するまで加点する。

国土交通省は、平成 13 年の中央省庁改革の際に、旧建設省、旧運輸省、旧国土庁が統合されてできた省庁である。その長は国土交通大臣であり、内閣法にいう主任の大臣として、行政事務を分担管理する(国家行政組織法(行組)5条1項)。

大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、大臣不在の場合その職務を代行する職として、2名の副大臣が置かれている(行組16条、別表第三)。2名いるのは、旧建設系と旧運輸系の事務をそれぞれ担当する趣旨である。その他にも、大臣個人を補佐するスタッフ職として、大臣政務官は3名いる(行組17条、別表第三)。

補助機関としての内部部局には、大臣を助け、省務を整理し、各部局・機関の事務を監督する職として、事務次官1名が置かれるほか(行組18条1項)、総括整理職(同条4項)として国土交通審議官及び技監が置かれている。国土交通審議官は旧建設系と旧運輸系が就任しており、やはり内部での職掌には統合前の名残がある。

国土交通省には、外局として、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁が設置されている(行組3条3項、別表第一)。いずれも、内部部局とは一定の独立性をもった事務処理を行わせることに合理性が認められるためである。

地方支分部局(いわゆる出先機関)として、管区ごとに関東地方整備局をはじめとする地方整備局(北海道のみ北海道開発局)と地方運輸局が置かれている(行組9条)。外局である気象庁の地方支分部局が管区气象台と地方气象台であり、海上保安庁の地方支分部局が管区海上保安部である。

附属機関として、運輸審議会のような審議会等(行組8条)、国土交通大学校などの施設等機関(行組8条の2)、国土地理院のような特別の機関(行組8条の3)が置かれている。

(設問2)

*用語 1 つにつき 10 点、論述内容の的確さに応じて適宜 50 点に達するまで加点する。

公務員の勤務関係は、離職によって消滅する。離職には、①失職、②当然退職、③依願退職、④免職の4つがある。以下、それぞれについて説明する。

① 失職

禁錮以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者など、一定の欠格事由に該当する

場合には、そもそも公務員として任用されない（国公法 38 条各号、地公法 16 条各号）。任用された後に欠格事由に該当するに至った場合、失職することになる。

② 当然退職

公務員が定年（国公法 81 条の 2、地公法 28 条の 2）や任期満了を迎えた場合のほか、公職選挙に立候補した場合（公職選挙法 90 条）には、当然退職することになる。

③ 依願退職

自己の意思で勤務関係を消滅させるのが、依願退職である。退職の申出は、退職願を提出することで行われる。依願退職の場合にも、任命権者による承認（免職という行政処分）が必要とされている。というのも、退職の申出だけで離職を認めると、公務に支障をきたす可能性があるからである。退職願の撤回は、原則として自由に認められるという判例がある。

④ 免職

自己の意思にかかわらず勤務関係が消滅するのが、免職である。免職は、懲戒処分として行われる場合と分限処分として行われる場合があるが、いずれも相手方の同意によらず任命権者の一方的な意思表示で勤務関係を変動させる行政処分としての性格を有する（国公法 75 条～81 条・82 条～85 条、地公法 27 条～29 条）。分限処分には制裁的意味合いが無いのに対して、懲戒処分は制裁的な意味合いを帯びる。

神戸税関事件において最高裁は、懲戒免職処分の取消訴訟の判断に関して、判断代置（処分権者と同一の立場に立って処分をすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と処分とを比較する手法）ではなく、社会観念審査（処分権者とは異なる第三者の立場に立って、処分をすべきであったかどうか等について、処分権者の判断が社会観念上著しく妥当を欠いた場合に限り違法であると判断する手法）の枠組みを採用することを明らかにした。

【講評】

試験を受験した 10 名の内訳は、S が 1 名、A が 3 名、B が 3 名、C が 2 名、D が 1 名であった。用語の把握、条文の引用は総じて良く出来ており、日本語の文章としても論理的説得力にすぐれたものが多く、高い実力を感じた。いずれの答案も力作であって、単に用語を並べてそれで終わりというものはなく、行政組織法の論文として前後の論理構成に気を配ったものがほとんどであり、受講者が日頃から真面目に学習している態度が伝わってくる内容であった。惜しいポイントを挙げると、「技監」という用語は、わざわざ授業でふれたのであるが、あまり記憶になかったようである。「社会観念審査」についても、判断代置と対比させて論じられているものは少なかった。この調子で自信を持って学習を進めてほしい。